

環境

インフォメーション

INFORMATION ON ENVIRONMENT

不法投棄は犯罪です

最近、市内の道路沿いにごみを大量に捨てられる事例が起こっています。不法投棄は法律で禁止されています。絶対にしてはいけません。

不法投棄者には…

5年以下の懲役、または1,000万円以下の罰金が科せられます。

土地を管理する皆さんは「注意ください」

投棄者が不明の場合は、土地の所有者、管理者の責任となります。定期的に見回ったり、柵、ロープ、看板を設置するなど、不法投棄を防止しましょう。

▼不法投棄の現場を見かけたら通報してください。

■大村警察署 ☎0110

廃パソコンはリサイクル

ご家庭で不要になったパソコンは、メーカーが回収しリサイクルします。各メーカーの受付窓口へご連絡ください。
※「PCリサイクルマーク」がついたパ

ソコンは、料金はかかりません。



※自作のパソコンなど回収メーカーがないパソコンは、「パソコン3R推進協会」が有償で回収しリサイクルします。詳しくは、「パソコン3R推進協会」のホームページをご覧ください。

■パソコン3R推進協会

☎03(5282)7685

家電は適正に廃棄を

対象家電(家電4品目)



家電4品目の廃棄は、環境センターでは受け入れできません。家電販売店などに引き取りを依頼し、適正にリサイクルしましょう。

※違法な不用品回収業者による料金トラブルが全国的に発生しています。ご注意ください。

■環境保全課(内線143)

野焼きはやめましょう

野焼きは禁止されています。ドラム缶や、ブロック囲い、家庭用焼却炉での焼却も禁止されています。

例外的に認められる場合

例外的に認められていますが、必要最小限にとどめ、風の向きや強さ、時間帯などに注意し、周囲に迷惑がからないように十分配慮してください。

・災害の予防、応急対応、復旧のために必要なもの

・風俗習慣上、宗教上の行事のために必要なもの

・農・林・漁業を営むためにやむを得ないもの

・日常生活でのたき火程度の軽微なもの

■環境保全課(内線143)

エコドライブにご協力を

地球温暖化防止に取り組むため、「大村市ノーマイカー及びエコドライブ推進運動」を実施しています。

市では、この推進運動にご参加、ご登録いただける市内の事業所や団体を募集しています。

登録方法 届出書に必要事項を記入のうえ、持参、郵送、ファクス、Eメールでご提出ください。

※実施要領や届出書は市ホームページから入手できます。

申込先 〒856-8686(住所不要) 環境保全課 ☎0404

✉kankyoun@city.omura.lg.jp ■環境保全課(内線142)

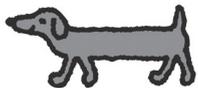
おおむら

vol.1

どうぶつライフ

ペットは「家族」の一員として、癒しと喜びを与えてくれる存在です。

このコーナーでは、よくペットとして飼われている犬のことなどについて、お知らせします。



飼犬は「登録」していますか？

飼犬を市に登録することが、狂犬病予防法で義務付けられています。どこに何頭の犬がいるのかを把握しておくことで、万が一、狂犬病が発生した際に、迅速に対策を立てることができます。

犬の「鑑札」は何のために必要？

飼犬を市に登録したときに交付される鑑札。その番号で飼い主がわかります。飼犬が迷子になったとき、鑑札が付いていれば、いち早く飼い主に戻すことができます。必ず首輪に装着しましょう。鑑札を失くした場合は再発行しています。



■環境保全課(内線144)